

旧姓使用の手続き手順

(臨床発達心理士の活動を旧姓で行われる方)

旧姓使用の手続きをおこなうことで、臨床発達心理士の活動において旧姓を用いることが可能となります。ただし、旧姓使用願い適用範囲は、資格審査時の申請氏名および審査後に発行する認定証の記載氏名を除くものとなります。

旧姓使用を希望する場合は、以下の手順を確認し必要な手続きを行ってください。

1. 旧姓使用願いの提出

別紙の「旧姓使用願い」に必要事項を記入し、法人の個人情報管理者宛にご提出ください。旧姓使用が認められますと、ご登録のメールアドレス宛に、受理のご連絡を致します。

2. ID カードの再発行

旧姓使用願いの手続きをされた方は、臨床発達心理士証（ID カード）の書き換えを必要としますので、再発行手続きを行ってください。詳細はウェブサイトの「認定発行物の再発行手続き（紛失・氏名の変更をされた方など）」をご覧ください。

▶ <https://www.jocdp.jp/qualifier/application/>

3. 旧姓使用証明書の発行(※希望者)

旧姓使用が認められた方には、希望があれば「旧姓使用証明書」を発行します。必要に応じて随時発行可能ですので、職場等への提出にご活用ください。

- ① 別紙「旧姓使用証明申請書」に必要事項を記入してください。
- ② 発行手数料 1,100 円（1部）を以下の口座へ払い込みください。
- ③ 発行手数料払込時の控え（郵便振替払込請求書兼受領書 または ご利用明細票）のコピーを「旧姓使用証明申請書」に貼り付けてください。
- ④ 法人の個人情報管理者宛てにご提出ください。証明書を発行し、ご登録住所あてにお送りします。

提出書類送付先	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 個人情報管理者 宛 *封筒には必ず「旧姓使用申請」と朱書きしてください。 *提出書類にはご本人の自署と捺印が必要です。 * 1 ～ 3 の書類すべて同封可
---------	--

発行手数料払込先	払込方法： 郵便振替 口座番号： 00170-0-93086 加入者名： 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 通信欄： 登録番号、 <u>入金の内容</u> (例.旧姓使用証明書1部 手数料) 依頼人欄： 住所、氏名、電話番号
----------	--